

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第105号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号ア中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に改める。

第45条第7号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)」に改め、「規定する耐火建築物」の次に「をいう。以下この号において同じ。）」を、「又は」の次に「準耐火建築物(」を加え、「(同号ロ」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一

部改正)

- 2 熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成30年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「第22条において準用する」を「第22条において読み替えて準用する」に、「第45条第7号イからクまで」を「第45条第7号」に改める。

第22条中「耐火建築物又は」を「耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(」に、「準耐火建築物(」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。)」の次に(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

(提出理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第32号)の施行等に伴い、保育所の設備の基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。